

5 賃金・労働費用

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

		2005年	2010	2012	2013	2014	2015	2016 ¹⁾	
日本 ²⁾	JPN	668	730	749	764	780	798	798	
		(円/時間)(Yen/hour)							
アメリカ	USA	5.15	7.25 ³⁾	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	
		(ドル/時間)(US\$/hour)							
イギリス ⁴⁾	GBR	5.05	5.93	6.19	6.31	6.50	6.70	6.70	
		(ポンド/時間)(£/hour)							
一般(21~歳/age)		4.25	4.92	4.98	5.03	5.13	5.30	5.30	
若年者(18~20)		3.00	3.64	3.68	3.72	3.79	3.87	3.87	
若年者(16~17)									
ドイツ	DEU	—	—	—	—	—	8.5	8.5	
		(ユーロ/時間)(Euro/hour)							
フランス ⁵⁾	FRA	8.03	8.86	9.40	9.43	9.53	9.61	9.67	
		(ユーロ/時間)(Euro/hour)							
中国 ⁶⁾	CHN	690	1,100	1,500	1,600	1,808	2,030	2,030	
		(元/月)(Yuan/month)							
深圳市/Shenzhen		690	1,120	1,450	1,620	1,820	2,020	2,020	
上海市/Shanghai		580	960	1,260	1,400	1,560	1,720	1,720	
北京市/Peking									
韓国	KOR	3,100	4,110	4,580	4,860	5,210	5,580	6,030	
		(ウォン/時間)(Won/hour)							
タイ	THA	(バンコク/Bangkok)	206	300 ⁷⁾	300	300	300	300	
		(パーツ/日)(Baht/day)							
インドネシア ⁸⁾	IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)	711,843	1,118,900	1,529,150	2,200,000	2,441,000	2,700,000	3,100,000
		(ルピア/月)(Rupiah/month)							
フィリピン ⁹⁾	PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)	325	404	456	466	466	481	481
		(ペソ/日)(Peso/day)							
非農業/Non-agriculture		288	367	419	429	429	444	444	
農業/Agriculture									
インド	IND	(デリー政府直轄地/Delhi) ¹⁰⁾	121.75	203	279	297	329	348	353
		(ルピー/日)(Rupee/day)							
ベトナム ¹¹⁾	VNM	(第1地域: ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)	626	1,340	2,000	2,350	2,750	3,100	3,500
		(千ドン/月)(1,000Dong/month)							
ラオス	LAO		290,000	569,000	626,000	626,000	626,000	900,000	900,000
		(キープ/月)(KIP/Month)							
カンボジア ¹²⁾	KHM		45	61	61	80	100	128	140
		(米ドル/月)(US\$/Month)							

資料出所 各国労働省及び統計局資料

(注) 1) 2016年は1月時点の最低賃金額。

2) 日本は地域別最低賃金額の全国加重平均値。2015年10月の改定額が次回改定(2016年10月頃)まで適用される。

3) 2009年7月24日から。

4) 毎年10月に改定。なお、2010年に一般額の適用対象年齢の下限を22歳から21歳に引き下げ。

5) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。

6) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

7) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から日額300パーツに改定(バンコクほか7県は据置き)。この金額は2016年6月末まで適用予定。

8) 2016年の金額は1月から適用。

9) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2015年の改定は4月から適用。2016年の改定は未定。

10) 未熟練労働者対象。

11) 2009年までは「外資系企業」と「地場企業」の最賃額は別立てであり、ここに掲載したのは外資系企業の最賃額。2010年から両者を統一した制度となった。2016年の金額は1月から適用。

12) 衣料・はき物製造業の最低賃金。表示は通常米ドルが用いられる。1米ドルは現地通貨に換算すると4,002リエル(2016年2月現在)。